

令和6年度に実施する、市民活動団体と市による協働事業の提案を募集します。

令和5年2月13日
第13回会議
資料 1-2

市民活動団体の想いをカタチに！生かそう市民の力！

令和6年度実施分

小田原市市民提案型協働事業 応募の手引き（概要版）

募集期間 4/3(月)~5/31(水)

問合せ先 小田原市地域政策課
〒250-8555 小田原市荻窪 300
(市役所 5階赤通路)

Tel 0465-33-1458

Fax 0465-34-3822

Email shimin-k@city.odawara.kanagawa.jp

詳しくは、市のホームページにある「応募の手引き」をご覧ください。必要に応じて郵送・配布します。

[トップページ「暮らし」](#) → [市民活動・地域運営「市民活動」](#) → [トピックス「市民提案型協働事業の募集について」](#)

「市民提案型協働事業」とは

市民活動団体の発想や専門性などを生かし、地域課題の解決や新たな市民サービスの創出を目指す事業です。

提案団体と市が対等な立場で役割分担を行い、協働して事業に取り組むことで、相乗効果が期待されます。

◆対象となる事業の要件（次のすべてに該当） ※単年度事業

- (1) 小田原市総合計画の方向性に沿った事業であること。
- (2) 新規性又は発展性の高い事業であること。
- (3) 市内で実施され、又は市民が受益者となる公益的な事業であること。
- (4) 市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業であること。
- (5) 市民活動団体と市との役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。

これまでは
こんな事業が実施
されているよ！

子どもにも
環境にも優しい
校庭の芝生化

みんなが暮らしやすいまち
を目指して外国出身のかた
の生活や日本語学習を支援

シカの農林業被害
を減らすために
捕獲者の育成講座

市民ガイドが駅から
観光案内をして
小田原の魅力を発信



◆**企画提案できる団体（次のすべてに該当）** ※自治会・老人会・PTAなどは対象となりません。

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にある。
- (2) 原則として1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがある。
- (3) 営利を目的としていない。
- (4) 市その他の行政機関が構成団体等に参加していない。
- (5) 市民活動推進条例第10条第1項の登録をしている。（市民提案型協働事業の応募と同時に登録可）
- (6) 予算及び決算の管理が適正に行われている。
- (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができる。

◆**応募方法** ※郵送不可。提出時に、応募書類の内容を確認させていただきます。

事前に来庁日時をご連絡の上、小田原市役所地域政策課（5階赤通路）に応募書類をご持参ください。

応募に必要な書類は、市のホームページにある「応募の手引き」をご確認ください。

提出期限：令和5年5月31日（水）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

◆**応募・審査等のスケジュール**

5月31日（水）	応募書類の提出期限
6月中旬～7月上旬	提案団体による市の担当課への事業説明・意見交換会
8月上旬	第1次審査（書類審査）
8月上旬～9月上旬	提案団体と市の担当課による意見交換、提案内容の確認と調整
9月中旬	意見交換結果確認書と事業提案書（調整後の提案書）の提出
10月上旬	第2次審査（公開プレゼンテーションと書類による総合審査）
10月中旬	実施事業の採択（審査結果をもとに、市が事業の採否等を決定） ※事業費の査定は別途行われます。
令和6年3月	事業実施の決定（市議会での予算の議決を経て事業実施が決定）
令和6年4月以降	協定書の締結・事業の実施 ※令和6年度（単年度）の事業として実施していただきます。

◆**審査及び選考方法**

有識者等で構成する小田原市市民活動推進委員会（市の諮問機関）の委員が審査・選考を行います。

第1次審査は書類による審査、第2次審査は公開プレゼンテーションと書類による総合審査です。

◆**事業の経費**

- ・役割分担に基づき市に負担を求める場合、市の負担額の上限は1事業100万円までを目安とします。
- ・詳しくは、市のホームページにある「応募の手引き」をご覧ください。

市では、市民活動団体と多様な主体による協働の推進のあり方を検討しており、今後、提案型協働事業（市民提案型協働事業・行政提案型協働事業）の見直しなどを行う場合があります。